

盛岡市地域福祉センター及び盛岡市児童発達支援センターの建物の譲与等について

令和3年2月12日

保健福祉部

1 趣旨

令和2年3月に策定した、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画に基づき、盛岡市立地域福祉センター及び盛岡市立ひまわり学園について、その建物を社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団に対して無償譲渡（以下「譲与」という。）しようとするもの。なお、盛岡市立地域福祉センターの譲与にあたっては、盛岡市立身体障害者福祉センターの機能を移転したうえで、両施設の事業を引き続き実施することを条件とし、盛岡市立ひまわり学園の譲与にあたっては、同施設の事業を引き続き実施することを条件とする。

また、譲与に併せて、3件の施設に係る条例を廃止しようとするもの。

2 譲与する財産の概要

(1) 盛岡市立地域福祉センター

ア 所在地 盛岡市手代森14地割16番地89

イ 種別 鉄筋コンクリート造平屋建

ウ 数量 1棟 1,656.21㎡

(2) 盛岡市立ひまわり学園

ア 所在地 盛岡市前九年三丁目12番38号

イ 種別 鉄筋コンクリート造二階建及び鉄骨造平屋建

ウ 数量 4棟 926.70㎡

3 譲与先

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 理事長 瀧野 常實

4 譲与先選定方法

(1) 盛岡市立地域福祉センターについて 公募による譲与（議決案件）

譲与先を公募し、応募のあった1法人について、盛岡市立地域福祉センター譲渡先法人選定審査会において審査し、盛岡市社会福祉事業団を選定した。

(2) 盛岡市立ひまわり学園について 一者随意契約による譲与（議決案件）

利用している障がい児の特性上、環境変化に対して強い反応を示す児童が多く、公募により職員的大幅な変更等が生じた場合に、支援に支障が出るおそれが強い。このことから、現に支援に当たっており、利用者の信用や、支援の技術及び経験を有する者として盛岡市社会福祉事業団を選定した。

5 譲与後の事業内容

(1) 盛岡市立地域福祉センターについて

現在の盛岡市立身体障害者福祉センター（若園町分庁舎内）の機能を盛岡市立地域福祉センターに移転したうえで、両センターにおいて実施している事業を引き続き実施する。

(2) 盛岡市立ひまわり学園について

現在の盛岡市立ひまわり学園の事業を引き続き実施する。

6 廃止する条例（議決案件）

(1) 廃止の趣旨

譲与に伴い、次の条例3件について、廃止する。

ア 盛岡市身体障害者福祉センター条例（昭和55年条例第13号）

イ 盛岡市地域福祉センター条例（平成6年条例第13号）

ウ 盛岡市児童発達支援センター条例（昭和39年条例第27号）

(2) 施行期日

令和3年4月1日